

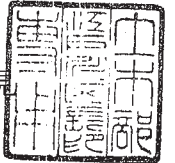


08土計送第276号
平成20年10月20日

国土交通省道路局長 殿

江戸川区長

多田正見



今後の道路行政についての意見・提案の提出について(回答)

日頃より、江戸川区政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成20年9月19日付国道企第37号による依頼については、別紙のとおり回答いたします。

問合せ先

江戸川区 土木部 計画課 計画係
電話 5662-8389

・道路財源について

道路行政は単に生活面のみならず、災害対策と直結するものである。とくに都市部においては、今後おこりえる災害にそなえ、道路整備は防災の面からも極めて重要な施策であり、将来にわたる財源の確保は、事業を計画し進める上では必要不可欠なものである。

また、都市部においては道路以外にも、駐輪場や環境対策、まちづくりなど道路環境改善の主旨から、生活に密着した事業が道路財源を活用している事実を積極的に国民にPRすべきである。

・事業評価手法について

道路整備事業についてはB/Cを用い、社会・経済的側面から妥当性を評価しているが、都市部と地方部について一律のB/Cで評価すべきではないと考える。

例えば都市部においては、交通機能向上の視点だけではなく、道路整備によって得られる便益の評価に、防災・環境機能の向上などの「道路空間」の必要性という視点を重要視すべきである。

・道路行政と交通行政の連携について

道路事業を進めるにあたっては、常に交通管理者と調整を図り連携を取って進めているところであるが、自転車交通の対応などにおいて判断基準が異なり、役割の明確化がなされていない面も多くあり、事業を進めるにあたっての障害となっている。そのため、効率的な事業を進める上では行政の一元化の検討が必要である。

○現状	○課題
・環状幹線道路の整備について 首都圏の環状幹線道路の整備が不十分なため、都心部を中心に区内においても、通過交通による渋滞が発生している。 ・地域連携のための橋梁の役割 本区には、7つの一級河川が流れ、これらの河川により区外はもとより、区内も分断されている。そのため、地域を連携するアクセス路として橋梁の役割は重要である。 しかし、実態は区の西側を流れる荒川では、区内延長（葛飾区境～東京湾河口）約7.7kmに7橋、区の東側千葉県との境を流れる江戸川においては、区内延長6.3kmにわずか4橋しか架橋されていない。このようにに本区においては、道路整備に比べ、橋梁整備が著しく遅れているのが現状である。	・生活幹線道路の整備 首都圏3環状9放射道路の整備を促進するとともに、生活幹線道路の整備を推進することが、課題である。 ・災害対策も踏まえた橋梁整備の推進 周囲を河川で囲まれ低地である本区において橋梁は、平常時の地域連携としての役割はもとより、災害時の避難路としても重要な役割を持つ。そのためすでに計画されている橋梁について、今後の道路行政において早期に整備すべきである。

○安全・安心まちづくり

まちづくりは、すべての区民が安全で安心して、快適に暮らせる都市を実現させることが理想である。江戸川区では、安全で安心なまちの実現を目指して区民と協働でまちづくりを進めている。

・活力のある都市活動を支える体系的道路網の形成

活力のある街を形成し、区民の様々な都市活動や円滑な流通を支えるため、交通の目的別、種類別に体系的な道路網の形成を促進する。

・安全で快適な生活を支える交通環境の実現

低平地に住宅が密集している本区において、平常時の安全で快適な生活環境を確保するとともに、災害時における安全な避難や救助活動を実現するため、日常生活に密着した交通を支える道路環境整備を進めていく。

・スーパー堤防とまちづくり

東京東部の低地帯に位置する本区において、堤防は区民の生命、財産を守る生命線である。この堤防を強化し、未来永劫安心して暮らせるまちを目指し、スーパー堤防と併せたまちづくりを進めていく。

今後の道路行政についての意見・提案

③道路施策の重点事項（代表事例、期待する効果や評価等）

○重点事項	○代表事例	○期待する効果や評価等	○その他
①都市交通環境の快適性、利便性の向上	① 都市計画道路の整備促進 区内の都市計画道路は平成 19 年度末現在 76%が完成し、区民の快適な日常生活を支えるため全線完成を目指す。 ② 京成線の連続立体交差事業の推進 踏切の交通渋滞解消のため、京成線の連続立体交差事業の早期実現を目指している。	計画的な道路ネットワークを形成することで、混雑緩和、交通安全性の向上など交通環境の大幅改善が見込める。 交通渋滞の解消はもとより、連続立体交差事業に合わせて、京成小岩駅周辺のまちづくり事業の展開も図る。	
②総合的な交通安全対策	①江戸川区独自の総合自転車対策 本区では、環境にやさしい乗り物である自転車を中心に活用してもらうため、平成 17 年度より 4 つの柱からなる独自の総合自転車対策に取り組んでいる。 ②自転車走行レーンの整備 軽車両である自転車は車道の左側端を通行することにより、歩道上の歩行者の安全を確保することを目的に、車道の路側帯をカラー（青色）舗装化する自転車走行レーンの整備を進めている。また、今後自転車を重要な交通体系に位置付けるとともに、幹線道路以外の一方通行化など、走行環境の改善に取り組んでいく。	平成 13 年に約 9 千台あった放置自転車の台数が、平成 20 年には約 5 百台に減少し（減少率約 94%）、周辺などの快適な環境を創出することができた。 近年、自転車と歩行者が絡む交通事故が増加しており、歩道を走行する自転車を減少させることで、事故の減少が図れると期待する。	

②バリアフリー対策の推進	① 障害者団体との交流 本区では平成5年より区内の障害者団体と意見交換会やフイールドワークを実施し、だれもが使いやすい道路のバリアフリー化に取り組んでいる。	障害者団体と意見交換会やフイールドワークを通して、本区独自の「段差解消プロジェクト」を考案し、歩車道の段差を解消した。	
---------------------	--	--	--